

平成30年 第2決算審査特別委員会討論要旨

◎ 会派清新

会派清新を代表いたしまして、第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から第8号までの特別会計並びに公営企業会計7件につきまして認定を可とする立場で討論いたします。

初めに、超高齢化、人口減少ほか、社会情勢が大きく変化する中で、それぞれの事業の存続や会計維持に努力をされております市理事者並びに職員の皆様に心から敬意を表します。

以下3点について意見を述べます。

特別会計や公営企業会計の多くは、税、保険料、使用料、利用料を含むいわゆる受益者負担により支えられている重要な側面があると考えますが、平成29年度決算資料と説明により、担当職員の皆様の徴収に関する極めて高い意識が伝わります。未収金に関しては、さまざまな個別の案件事情など、簡単には処理しがたい課題があることも強く認識しておりますが、市民の公平性の観点から、引き続きさらなる努力をお願いするところです。

2点目は、公営住宅事業特別会計についてです。公営住宅の指定管理導入の初年度であることから、想定を超える事態もあったのではないかと察するところです。導入に際してトータルでのコストダウン、修繕の迅速化、訪問による生活状況の確認が成果として確認できました。個別の案件も含めてさまざまな課題が多いことと認識をいたしますが、指定管理化に賛成をした立場として私たちも情報収集と課題改善に向けた協力、努力を続けていきたいと考えております。

3点目は、病院事業会計について述べます。医業収益と医業費用の関係での質疑において、医療材料の共同購入によるスケールメリット、電力の切りかえ、LEDの導入、委託料の見直し、医療機器メンテナンスのスポット化など、費用の縮減に向けた姿勢と具体的な方策について解明できたことはよかったと考えます。現在滝川市立病院が置かれている厳しい経営状況に関しては、病院事業運営会議での毎月の報告とそれに付随する各所属長からの説明などにより全職員に周知される仕組みはあるものの、職員間の危機意識には大きな差があるのではないかと感じる部分もあり、今後起こり得る可能性のある難題に対処するためのガバナンス維持に向けて別なアプローチを検討していただきたい。

◎ 会派みどり

会派みどりを代表し、第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から第8号の平成29年度特別会計5件、企業会計2件、全てを可として、若干の意見を付して討論といたします。

初めに、厳しい財政状況の中、今後さらに人口減少が続くことが予想され、各会計の予算執行においては市理事者、財政確保に向かう姿勢に対して敬意を表します。

国民健康保険特別会計、市民が安心して病院にかかれるよう、低所得者世帯には現状を十分に把握した中ででの執行に努められたい。また、国保税の公平に努め、収納率の向上、不納欠損の減少、特定健康診査の受診率向上に一層努力されたい。

公営住宅事業特別会計、計画的な建てかえを評価いたします。既存住宅においては指定管理業者と居住者との意思疎通を図り、また滞納者の徴収業務に一層努力されたい。

介護保険特別会計、高齢化が進む中、生きがい対策などの取り組みを評価いたします。利用者に対して制度のさまざまな事業に対する周知を図っていただきつつ、さらなる丁寧な説明を求めます。また、利用者の立場に立った制度の充実を図られたい。

土地区画整理事業特別会計、滝川市泉町土地区画整理事業の対応として、周辺における対策を含め事業がスムーズに進められるよう努められたい。

下水道事業会計、下水道会計の安定運営に向けて、資金の収支に十分配慮しながら計画的かつ効率的に

想定される設備等更新に尽力されたい。

病院事業会計、地域の基幹病院として地域住民が安心して受診できる質の高い医療を図り、医療機器の整備充実、また安定的な経営のため、改善すべき事項を確実に病院改革プランに反映させ、健全経営を目指していただきたい。

◎ 新 政 会

新政会を代表いたしまして、第2決算審査特別委員会に付託されました平成29年度決算認定第2号から第8号までの7件につきまして可とする立場で討論をいたします。

今議会において財政健全化比率及び資金不足比率、いずれの指標においても健全段階であると報告を受けたことは、市民にまず安心を与えるものであります。

平成29年度は、総合計画の着実な推進を図りながら、まちの成長力を確保するために策定された滝川市まち・ひと・しごと創生総合戦略を実行するとともに、厳しい財政状況を鑑みて策定した滝川市財政健全化計画の実行により事務事業の見直しによる効率化を図るなど、行政運営に努力された市理事者並びに職員の皆様に敬意を表します。

以下、若干の意見を付して討論をいたします。

公営住宅特別会計について、当市の公住の入居率は審議の中で明らかになり、全体で87パーセントと伺いました。しかし、東滝川、江部乙地域の公住についてはかなり入居率が低くなっていることが判明いたしました。例えば東滝川東栄団地では55.8パーセント、江部乙新興団地では53.6パーセント、このことは公住の問題のみならず、コミュニティの崩壊にもつながる問題でもありますので、まちづくりの視点も加え、新しい視点から住宅施策の対応を求めます。また、一の坂団地などエレベーターのない高層の住宅については、入居者の高齢化が進んでいる今日、対策が必要と考えられます。

下水道事業会計についてですが、下水道事業が普及促進から維持管理へと向かっている中で、収益において人口減少により下水道使用料の減少が予想されますが、長期的な視野に立ち、計画的かつ効率的に老朽化した設備などの更新を行い、安定した経営の方針を示すため努力をされたい。

滝川市立病院事業会計についてですが、ふれあいフェスタを開催するなど意欲的に取り組まれていることに敬意を表します。平成29年3月に策定した滝川市立病院経営計画では、平成29年度からの黒字化を目指したところであるが、平成28年度と比べ3億円余りの収支改善はされたものの、黒字化には至らず、今後さらなる経営の合理化、効率化を推進し、医療機関の相互の連携強化を図るなど、医師、職員一丸となって目標達成を目指していただきたい。

◎ 公 明 党

公明党を代表して、第2決算審査特別委員会に付託されました認定第2号から第8号の全てに対して認定を可とする立場で討論いたします。

本市における財政は大変厳しい状況にあるが、その中で市理事者、職員が行財政改革に努められていることに敬意を表します。しかし、今後においては人口減少や高齢化に伴い、今日以上に厳しい財政が予想され、さらなる行財政改革は待ったなしと考えます。

以下、若干の意見を付して討論いたします。

国民健康保険特別会計、収納率向上のために自宅にまで訪問して、事情を把握し、適切な対応をされていることを評価いたします。

公営住宅特別会計、高齢化社会に適応すべく、入居規約等の見直しを検討されたい。

介護保険特別会計、2025年を見据えた介護事業に努められたい。

下水道事業会計、人口、世帯減少が進むことを鑑みて、効率的な運営に努められたい。
病院事業会計、厳しい財政状況にあるが、全職員の理解のもとに改善に努められたい。

◎ 日 本 共 産 党

日本共産党を代表して、第2決算審査特別委員会に付託された認定第6号土地区画整理事業特別会計決算、第3号公営住宅事業特別会計決算を否とする立場で、また第2号、第4号、第5号、第7号、第8号を可とする立場で討論を行います。

まず初めに、厳しい財政状況の中で、市民生活を第一に行政執行に当たられた市長、理事者、職員の皆様に敬意を表します。

認定第6号、土地区画整理事業特別会計決算について。泉町土地区画整理事業については反対です。その理由の1点目は、都市計画に基づいて拡幅とクランクの解消をすることは、都市計画自体が見直されたとはいえ、将来の3丁目通りの立体交差化などを見越したもので、時代に合っていないこと。2点目は、整備されても街路灯が設置されない可能性もまだ残っており、歩行者などが夜歩けなくなる道路になりかねません。財政的にも今優先的にやるべき課題とは思いません。

認定第3号、公営住宅事業特別会計決算について。維持管理業務の指定管理化の1年目でした。反対理由の1つ目は、指定管理事業所が遠く、市民から多くの不満が出ていることです。本市に続き芦別市も指定管理に向けた計画が進められていますが、事務所は市役所の近くです。結果として179市町村の中で庁舎から一番遠い窓口になっています。2つ目は、指定管理化について市民への説明が不足していたことによる入居者の困惑が多くあることです。

以下、意見を述べます。

1、市営住宅の抽せん会は市役所で行うこと。その際に空き室状況について市民が確認できるよう徹底すること。また、札幌市など多くの市で実施されている郵送方式の併用を検討すること。

2、公営住宅長寿命化計画が策定されたが、計画の内容を入居者にわかるようにダイジェスト版を作成し、配付すること。

3、新町団地の車椅子利用者の特定目的住宅が6戸中5戸、また見晴団地の特定公共賃貸住宅15戸中7戸が空き室になっている。両方とも特定の入居条件があることが空き室が多い理由だが、無駄な施設の運営と言われたいよう、対策の強化を求める。

認定第2号、国民健康保険特別会計決算について。収支が予算より大きく改善し、翌年度からの繰り上げ充用は都道府県化に向けた計画時のおよそ2分の1にとどまった。要因については、自治体に資格証明書の発行と厳しい滞納処分等を要件とする経営姿勢が評価され、特別調整交付金が多く出たことである。

以下、意見を述べます。

1、依然として資格証明書35件、短期保険証256件と多い。滞納処分、延滞金、市税滞納者に対するサービス制限に加えた四重の罰則はどう考えても過重な罰則と考える。改善を求める。

2、窓口負担の減免が毎年度ゼロから1件程度と低迷している。ポスター掲示のほかには職員が納付相談などと同時に情報を提供するなど、市民に寄り添った対応を強化されたい。

認定第4号、介護保険特別会計決算について。制度の改正が平成27年度実施されたが、特定入居者介護サービス費については家族の課税、非課税がわかる書類と預金通帳の写しを提出することになっています。手続の進め方については市町村に任されていますが、入居者と家族の苦労を少しでも緩和できるように努められたい。包括支援業務、要支援者へのケアマネジメントは1,800人を超える相談件数など、生身の人間相手の大変な業務と考える。配置基準を定めるなど、過重労働とならないような事業実施を求める。

認定第5号、後期高齢者医療特別会計決算について。75歳以上の高齢者が対象であり、普通徴収業務に

当たっては十分な経験を有する職員が配置されているようであるが、現在は嘱託職員であることに留意し、今後は高齢者と家族に今までよりもさらに寄り添った対応を求める。

認定第7号、下水道事業会計決算について。収益的収支において下水道使用料税抜き額7億3,591万4,000円に対し、汚水関係の費用が3,044万7,000円多く、この分が純利益として内部留保資金に回っていることが質疑で明らかになった。この金額は、将来的に汚水関係に使うと答弁する一方で、内部留保を汚水と雨水に分けていないので、雨水にも使われることは明らかである。これは、汚水私費、雨水公費の大原則に反するものであり、今後の取り扱いについて原則を守るよう求める。その場合、例として一般会計と連携し、福祉減免の財源にする、あるいは料金引き下げするなどについて検討されたい。

認定第8号、病院事業会計決算について。医師人数は平成24年から35人から37人の間で推移し、29年度は38人と医師確保の努力が効果を上げている。しかし、それでも医師不足は深刻で、週80時間労働の実態も答弁された。医師の労働環境が医局の医師派遣の最も大きな評価ポイントと言っても過言ではない。外来での逆紹介をふやしていると答弁されたとおり、外来患者を減少させなければ医師の長時間労働は解消されない。その点で医師の過重労働実態を紹介しながら、まずはかかりつけ医の利用を広報たきかわなどで市民に発信し、理解を求めるなどを検討されたい。この場合、外来患者が一定減少した後は、午後の外来を休止するなど労働環境改善を効果的に進めることが必要と考える。医師の命にかかわることであり、待たなしでの実行が求められる。また、タイムカードの導入は当然のことであり、デメリットなどはあり得ません。経営との関係では、労働改善により医師数がふえて収支改善につながるまで一般会計で支えることが求められる。一時借入金がこれ以上ふえないように、一般会計からの繰り出し額を公営企業法の基準に近づけ、増額することを求める。